

都道府県公害審査会の動き

(令和5年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

| 事件の表示 | 事 件 名 | 受付年月日 |
|----------------------|-----------------------------------|----------|
| 愛知県 令和5年(調)第2号事件 | アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件 | R5.10.5 |
| 東京都 令和5年(調)第5号事件 | 電気温水器等からの振動防止請求事件 | R5.10.11 |
| 神奈川県 令和5年(調)第3号事件 | 近隣からの低周波音被害防止請求事件 | R5.10.16 |
| 東京都 令和5年(調)第6号事件 | マンション隣家からの悪臭防止請求事件 | R5.10.19 |
| 神奈川県 令和5年(調)第4号事件 | 近隣店舗からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件 | R5.10.19 |
| 東京都 令和5年(調)第7号事件 | 飲食店室外機からの騒音低減請求事件 | R5.10.20 |
| 神奈川県 令和5年(調)第5号事件 | マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件 | R5.10.20 |
| 広島県 令和5年(調)第3号事件 | 養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件 | R5.11.22 |
| 沖縄県 令和5年(調)第1号事件 | グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件 | R5.10.23 |
| 青森県 令和5年(調)第1号事件 | 飲食店からの騒音被害防止請求事件 | R5.11.24 |
| 埼玉県 令和5年(調)第6号事件 | トラックからの騒音被害防止請求事件 | R5.12.18 |

2. 終結事件の概要

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-------------------------------|--|---|
| 三重県 令和5年(調)第 1号事件 [アパート管理会 社からの薬剤散 布被害防止及び 損害賠償等請求 事件] | 三重県 住民1人 | 不動産業 者 アパート 管理会社 | 令和5年7月13日受付 申請人が居住するアパートに おいて、被申請人による除草 剤散布作業が行われた直後か ら、申請人が体調を崩したた め、以下の内容を求める。 (1)申請人に対して損害賠償20 万円を支払うこと。 (2)申請人の自室通風孔付近 で、除草剤等の薬剤を使用し ないこと。 (3)申請人が居住するアパート の敷地内で除草剤等の薬剤を 使用する場合は、事前に使用 薬剤に関する情報を周知する こと。ただし、申請人が拒否 をした場合は、申請人自宅周 辺には散布しないこと。 (4)被申請人が使用した除草剤 等の薬剤によって、周辺の住 人が体調を悪化させた場合 は、診察可能な病院へ被申請 人が搬送すること。 (5)被申請人の住所、氏名、電 話番号を申請人に開示するこ と。 (6)除草剤等の薬剤の散布作業 にあたっては、従業員に対し て労働安全衛生上の教育を行 うこと。 | 令和5年10月2日 調停打ち切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打ち切り、本件は 終結した。 |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-------------|--|---|
| 山梨県 令和5年(調)第 1号事件 [集塵機からの騒 音防止請求事件] | 山梨県 住民1人 | 山梨県 住民1人 | 令和5年3月8日受付 被申請人は、被申請人の事業場に設置されている集塵機から発生する騒音を、騒音規制法の規制基準（第二種区域）に準じて、同法規制基準値を下回るようにすること。 | 令和5年10月19日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 愛知県 令和4年(調)第 2号事件 [換気設備室外機 からの騒音被害 防止請求事件] | 愛知県 住民1人 | 不動産会 社 | 令和4年8月16日受付 (1)被申請人は、申請人の住所地において、以下の、防音措置及び防風措置を講ずること ①申請人の住所地における二重窓の設置 ②申請人の住所地におけるサンルームの設置 (2)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の1階及び2階に設置した室外機の作業時間を、月曜日から金曜日までの間、午前8時から午後6時までとし、土日祝日は完全に停止すること。 (3)被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の3階以上の階に設置した室外機について、終日、音を抑えること。 | 令和5年10月19日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |

都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------------|--|---|---|
| 東京都 令和5年(調)第3号事件 [飲食店からの煙害防止請求事件] | インターナショナルスクール経営会社 | 飲食店経営会社 | 令和5年8月3日受付 (1)ピザの焼き方を変え、被申請人のレストランから出る煙が危険な汚染物質にならないようにすること。 (2)レストランの換気システムを煙が集中しないように変更すること。 | 令和5年11月10日調停申請取下げ 申請人から被申請人が11月1日に行った煙突延長工事後、煙や匂いがまったく気にならなくなり、これ以上の要望はないとの連絡があり、調停申請を取下げたため、本件は終結した。 |
| 兵庫県 令和4年(調)第1号事件 [造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件] | 兵庫県 住民6人 | 兵庫県 住民1人 兵庫県 兵庫県A市 兵庫県B市 | 令和4年6月6日受付 (1)被申請人C氏所有の土地の盛土撤去、各申請人所有土地の原状回復や排水措置、土壌・水質汚染防止措置を講ずること。 (2)盛土造成の実態調査の実施、盛土の撤去命令等適切な指導や行政代執行を行うこと。 (3)隣接する公園について、盛土崩落防止措置を講ずること。 (4)造成許可の経緯を説明すること。 | (対行政) 令和4年10月26日調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、対行政に関しては調停を打ち切った。 (対住民) 令和5年11月14日調停成立 調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示し |

都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-------------------------|---|--|
| | | | | た調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 山梨県 令和5年(調)第2号事件 [宿泊施設からの騒音・悪臭被害防止請求事件] | 山梨県 住民3人 | 宿泊施設 管理業者 所有者 | 令和5年5月10日受付 被申請人は宿泊施設でのバーベキューの実施を全面禁止すること。また、宿泊が静かに行われるよう宿泊者に指導を徹底すること。 | 令和5年11月20日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 京都府 令和5年(調)第1号事件 [近隣住宅からの排煙悪臭被害損害賠償等請求事件] | 京都府 住民2人 | 京都府 住民1人 | 令和5年4月20日受付 (1)被申請人は、自宅において庭木・ゴミその他の物の焼却をしてはならない。 (2)被申請人は、申請人らに対し、損害賠償として金152万5870円を支払う。 | 令和5年12月6日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 山梨県 令和5年(調)第3号事件 [自治会からの騒音被害防止請求事件] | 山梨県 住民1人 | 自治会連 合会 自治会 | 令和5年7月24日受付 被申請人は有価物等の回収の案内放送及びお悔やみの放送をやめること。 | 令和5年12月13日 調停申請取下げ 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めたが、申請人は調停を継続 |

都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|-------|-----|------|-------|-----------------------------------|
| | | | | しても解決は望めないとして、申請を取り下げたため、本件は終結した。 |

(注) 上記の表は、原則として令和5年10月1日から令和5年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。